

あしよる商工会通信

総務課よりお知らせ

■新入会員の紹介

10月28日、第4回理事会で下記の事業所が加入承認されました。

・株式会社タナ力解建 田中勝徳 栄町2丁目

■第4回理事会を開催しました

10月28日、第4回理事会を開催し、議案4件、報告2件について審議並びに報告を行いました。

議案については

1. 会員加入承認並びに会費の級（額）の決定について
2. 永年勤続従業員表彰式の開催について
3. 令和元年度年末年始大売出しについて
4. 経営発達支援計画の認定申請について

以上を審議し全員異議なく承認しました。

報告事項については

1. 会員の脱退について
2. 第6回はしご酒ラリー実施報告について

以上を報告しました。

振興課よりお知らせ

■令和元年度永年勤続従業員表彰式が下記のとおり開催されます

・日時 令和元年11月27日（水）午後6時30分

・場所 あしよる銀河ホール21

・被表彰者

30年勤続4名（全国商工会連合会長表彰・足寄町感謝状）

20年勤続16名（北海道商工会連合会長表彰）

15年勤続18名（十勝管内商工会連合会長表彰）

10年勤続29名（足寄町商工会長表彰）

5年勤続54名（足寄町商工会長表彰）

以上121名が表彰されます

勤続表彰おめでとうございます

■歳末大売り出し抽選会休止のお知らせ

商業部会にて本年度の歳末大売り出し抽選会を協議致しました。結果、毎年足寄町スタンプ会との共催で実施してきた本事業ですが、現在足寄町スタンプ会では新たなシステム導入に向けて取り組んでおり、例年のような売り出し事業の対応が出来ず、本年については実施しないという結論になりました。毎年多くの方々にご参加頂いている事業という事で大変残念ではありますが、次年度にはより一層多くの方々にご参加頂けるよう商工会・スタンプ会ともに計画して参りますので、皆様のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

労働保険事務組合からのお知らせ

北海道最低賃金が改正されております

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時・パートタイマー・アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されております。

最低賃金額 時間額 861円

効力発生日 令和元年10月3日

ハローワーク等への届出の日程をお知らせいたします。

<11月の予定>

1回目は8日（金）・・・書類は6日までに提出ください。

2回目は22日（金）・・・書類は20日までに提出ください。

<12月の予定>

1回目は6日（金）・・・書類は4日までに提出ください。

2回目は20日（金）・・・書類は18日までに提出ください。

<手続きに必要なもの>

●資格取得は出勤簿、運転免許証もしくは生年月日が確認できるもの、雇用契約書、労働者名簿など。

●資格喪失は出勤簿、賃金台帳、労働者名簿などが必要となりますが、場合によりさらに提出するものが増えることがありますので、商工会までご確認ください。

足寄町商工会は労働保険事務の対応に苦慮している会員事業所を対象に国の認可を受けた事務組合を設けて雇用保険の加入、脱退の手続きをはじめ、保険料の計算、国へ納付などの労働保険事務の代行をしています。

金利情報

制度の種類		利率（年利％）
公庫普通貸付		2.16～2.45％（R1.11.1より）
公庫経営改善貸付（マル経）		1.21％（R1.6.3より）
足寄町特別融資	5年以内	0.95％（R1.8.1より）
	5年以上	1.25％（R1.8.1より）
商工貯蓄共済	積立内	0.40％

指導課よりお知らせ

■「マル経資金融資」は商工会の推薦による日本政策金融公庫国民生活事業の融資制度です

無担保・無保証人・固定低金利

ご融資の条件

融資限度額 2,000万円以内

利率 年1.21% (10月1日現在)

担保等 無担保・無保証人

返済期間 運転資金7年以内 (据置1年以内)

設備資金10年以内 (据置2年以内)

対象

小規模事業者

商工業者かつ日本政策金融公庫の融資対象業種の方

従前 (6ヶ月以上) から商工会の経営指導を受けている
 方等、お問い合わせは商工会まで

■ ~ 国税庁からのお知らせ ~ 消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率が、令和元年10月1日から10%
 となっています (注) 税率引上げと同時に、軽減税率制度が実施され
 ます。

期限内納付のために、

○ 課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願い
 します。

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は、直前の課税期間の確定
 消費税額を基礎として計算されます。

税率の引上げにより消費税額は10%で計算されますが、税率引上げ直後
 の課税期間における中間消費税額は8%で計算されるため、確定申告にお
 いては、10%の税率により計算された消費税額と、8%の税率により計算さ
 れた中間申告額との差額を納付する必要があります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合
 でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特

にご注意ください。

○ 便利な納付手段をぜひご利用ください。

・ダイレクト納付

ダイレクト納付とは、直前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用
 して電子申告等の送信をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口
 座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便
 利な納付手段です。

また、ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納
 付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ
 納付日や納付金額をe-Taxに登録することで、登録した日に預貯金口座か
 ら振替により納付 (予納) することができます。

・振替納税 (個人事業者の方)

振替納税とは、事前に税務署又は金融機関に届出をしておけば、税務
 署や金融機関の窓口に出向かなくても、届出をした預貯金口座から自動
 的に引き落とされる便利な納付手段です。

・クレジットカード納付

クレジットカード納付とは、インターネット上のクレジットカード支
 払いの機能を利用して国税の納付を行う便利な納付手段です。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

■ 消費税の届出はお済みですか？

新たに課税事業者となる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者 (消費税の申告・
 納付が必要な方) となる場合には、納税地の所轄税務署長
 に「消費税課税事業者届出書 (基準期間用)」を提出する必
 要があります。

簡易課税制度の選択

平成30年分 (2018年分) (基準期間) における課税売上高が
 5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することがで
 きます。

令和2年 (2020年分) から簡易課税制度を適用して申告す
 る方は、令和元年 (2019年) 12月31日までに、納税地の所轄
 税務署長に「消費税課税制度選択届出書」を提出する必要
 があります。

11・12月行事予定表

- | | | |
|-------------------------------------|----------|---------|
| ● 11/2 (土) 大学連携事業者ワークショップ報告会 | 午後 4時00分 | 銀河ホール21 |
| ● 8 (金) 地域政策懇談会 | 午後 2時45分 | 役場 |
| ● 9 (土) 東京と足寄を結ぶふるさと会 | 午後 6時00分 | 東京都 |
| ● 12 (火) 税を考える週間行事 (青申会) 税金クイズ大会 | 午後 2時00分 | 陸別町 |
| ● 13 (水) 池北三町青年部員交流会 | 午後 7時00分 | 陸別町 |
| 全道広域連携実施体制推進会議 | 午後 1時30分 | 札幌市 |
| マル経資金推薦団体連絡協議会 | 午後 4時00分 | 帯広市 |
| ● 15 (金) 税を考える週間行事 (法人会) 税務研修会等 | 午後 3時45分 | 本別町 |
| ● 21 (木) 第58回商工会全国大会 | | 東京都 |
| ● 26 (火) 池北三町広域連携職員研修会 | 午後 3時00分 | 陸別町 |
| ● 27 (水) 永年勤続従業員表彰式 | 午後 6時30分 | 銀河ホール21 |
| ● 29 (金) 実践的経営支援展開普及会議 | 午後 1時30分 | 帯広市 |
| ● 12/4 (水) 全国商工会職員協議会下期研修会 | | 東京都 |
| ● 30 (月) 御用納め ~ (12/31 ~ 1/5 商工会閉所) | | |

2019年4月から、全ての使用者に対して
「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務付けられます。

Point

1

対象者

年次有給休暇が10日以上付与される労働者が対象です。

- 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者に限ります。
- 対象労働者には**管理監督者**や**有期雇用労働者**も含まれます。

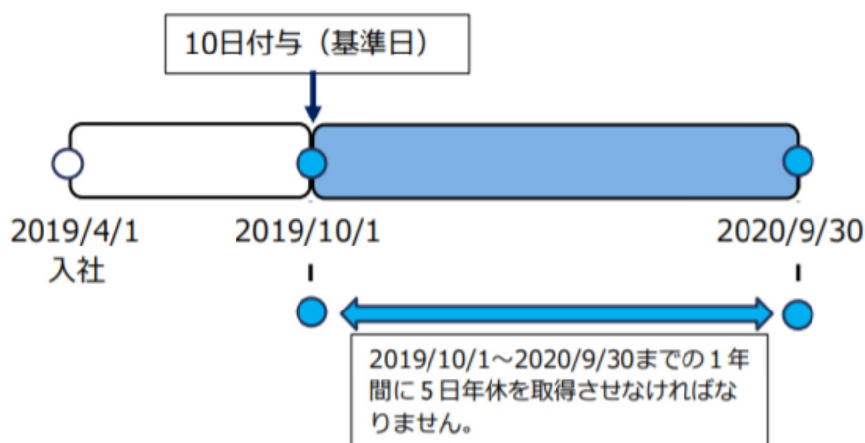
Point

2

年5日の時季指定義務

使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

（例）入社日：2019/4/1 休暇付与日：2019/10/1（10日付与）



Point

3

時季指定を要しない場合

既に5日以上年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできません。

（※）労働者が自ら請求・取得した年次有給休暇の日数や、労使協定で計画的に取得日を定めて与えた年次有給休暇の日数（計画年休）については、その日数分を時季指定義務が課される年5日から控除する必要があります。



つまり、

- ・「使用者による時季指定」、「労働者自らの請求・取得」、「計画年休」のいずれかの方法で労働者に年5日以上年次有給休暇を取得させれば足りる
- ・これらいずれかの方法で取得させた年次有給休暇の合計が5日に達した時点で、使用者からの時季指定をする必要はなく、また、することもできないということです。